

一般競争入札参加説明書

下記の日程で一般競争入札を実施いたします。

工 事 名 : 令和8年度 上水道第5号 小林地内水道管布設替工事 (第一工区)

工 事 場 所 桑名郡木曾岬町大字 小林 地内

参加資格条件等: 別紙入札公告及び入札条件書のとおり

記

1. 入札参加資格確認申請書(事前審査)提出

- (1) 日 時 令和8年9月14日(月) 午後5時まで
- (2) 場 所 木曾岬町役場 建設課窓口
- (3) 留意事項

・自己審査により入札資格を確認のうえ入札参加資格確認申請書(事前審査)(様式2-1号)をご提出ください。

※入札参加資格確認申請書(事前審査)の受付をもって入札参加申込みとします。
(入札参加資格決定通知等は発行致しません。)

※見積に際して質疑がある場合は、質疑書を提出してください。

※設計図書内容の確認方法

- (1) 書面による閲覧
第4号様式を提出のうえ、建設課窓口にて閲覧することができます。
- (2) データ取得による確認
木曾岬町役場HPよりダウンロードすることができます。

2. 質疑回答

令和8年9月16日(水) 町HPにて公表します。

3. 入札執行及び入札参加資格確認申請書(事後審査)提出

- (1) 日 時 令和8年9月18日(金) 午前9時00分
- (2) 場 所 木曾岬町役場 4階 会議室 (入札室)
- (3) 留意事項
 - ・代理人が入札書を提出する場合には、委任状を提出してください。
 - ・入札回数 : 3回 (限度)
 - ・最低制限価格 : 設定あり
 - ・入札執行時、入札書投函後、直ちに次の書類をご提出ください。

- ◇工事費内訳書
- ◇誓約書
- ◇入札参加資格確認申請書(事後審査) (様式2-2号)
 - ※配置予定技術者の資格者証の写しを添付
- ◇工事の施工実績書 (様式3-1号様式)
 - ※官公庁発注の同種工事(元請け)の契約履行証明等の写しを添付
- ◇工事实績書 (様式3-2号様式)
 - ※経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付
(最新の審査基準日のもの)

提出書類の返却はいたしません。

※ 提出がない場合や不備があった場合、当該入札者の入札を失格又は無効とすることがあります。また、必要に応じ調査の上、注意の対象とする場合があります。

※事後審査方式についての補足

入札執行時、全入札参加者の上記書類を受領します。

予定価格以下の額であって且つ最低制限価格を下回らない額をもって最低の金額の入札をした者(以下「落札候補者」という。)の申請書類等について審査します。

落札候補者がこの審査により資格要件を満たさないことが判明した場合や提出書類の不備等が発覚した場合、当該落札候補者の入札を無効とし、次点の入札者を落札内定として、当該入札者の申請書類等の審査をします。

必要に応じてその手順を繰り返し、予定価格以下の額であって且つ最低制限価格を下回らない額をもって最低の金額の入札をした入札者であり、提出書類に不備がなく資格要件を満たした者を落札者とします。

4. 備考

・ 契約保証金

契約金額が500万円以上となる場合は、契約保証金の納付が必要です。

ただし、木曽岬町契約事務規則(以下「契約事務規則」という。)第50条第2項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証保険契約に係る保険証券を提出することにより、納付を免除します。

・ その他

ここに掲げる事項のほか、入札条件書及び特記仕様書の記載事項を遵守してください。

入札条件書

木曽岬町発注工事の一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は次のことを入札条件とするので遵守しなければならない。

1. 落札予定者の決定

- (1) 木曽岬町契約事務規則（平成14年木曽岬町規則第10号）（以下「規則」という。）第19条及び第31条に基づき作成された予定価格から最低制限価格の範囲内であって、最低価格の入札者とする。
- (2) 落札予定者となるべき同額の入札をした者が2以上あるときは、即時に当該入札者によりくじにより落札予定者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。

2. 落札者の決定

落札予定者が決定した後に開催される木曽岬町入札審査会において、入札参加資格確認申請書（事後審査）及び提出添付書類の審査を実施する。審査の結果、落札予定者が適正な入札参加者であると認められた場合、落札予定者を落札者として決定する。

3. 落札決定及び契約の保留

- (1) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が木曽岬町から指名停止処分を受けた場合は本契約を締結しないことがある。また、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、落札決定及び契約の締結を保留する。
 - ア 木曽岬町請負工事等指名競争入札参加者指名停止措置要領の「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合
 - イ 木曽岬町請負工事等指名競争入札参加者指名停止措置要領の「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合
 - ウ 木曽岬町請負工事等指名競争入札参加者指名停止措置要領の「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合
- (2) 前項(1)に定める規定により落札決定または契約締結を保留とした場合及び契約を締結しないことと決定した場合において、町は一切の損害賠償を負わない。

4. 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札書に記載する金額は当該10%に相当する額を除いた金額とすること。

5. 入札保証金

入札公告に記載のとおり

6. 契約保証金

契約金額の100分の10以上に相当する額とする。ただし、規則第50条第2項で定める以下に該当する場合及び契約金額が500万円未満となる場合は契約保証金の全部若しくは一部を免除する。

- ① 契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保険契約を締結したとき。
- ③ 法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

7. 前払金

規則第53条の規定により、契約額の4割を超えない範囲内における5,000万円を限度とした額とする。

8. 見積書（内訳書）の提出

- (1) 入札の際に見積書（仕様書における工事内訳書をいう。）の提出を求める。見積書の提示が無い場合は当該入札に参加できない。欄外に社名を記載することとし、提出された見積書は返却しない。また、当該工事名を記入若しくは仕様書の表紙（工事名記入のもの）を用い、入札目的（工事名）が具体的に分かるようにすること。

※ 見積書の作成例

表紙・・・仕様書の表紙（工事名記入のもの）

工事内訳書・・・見積額の根拠となる大項目のもの

上記2種類を順番に綴る

- (2) 見積書を提出しない者、見積書に社名記入の無い者の入札は無効とし、また提出した見積書の不明な点を説明しない者は失格とする。なお、提出された見積書については、契約上の権利及び義務を生じるものではない。

9. 無効及び失格の要件

- (1) 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ①入札に参加する資格がない者が参加したとき。
- ②同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
- ③入札者又は他の者が他人の入札の代理をしたとき。
- ④入札に対して談合等の不正行為があったとき。
- ⑤入札書の金額を訂正した入札をしたとき。
- ⑥見積書（内訳書）の提出がない者。
- ⑦入札書の金額と内訳書の金額が一致していないとき。
- ⑧一括値引き等が計上されており、積算根拠が不明瞭なとき。
- ⑨記名、押印を欠く入札又は誤字脱字等により意志表示が不明な入札したとき。
- ⑩その他契約担当者が予め指示した事項及び入札条件に違反したとき。

- (2) 次の各号の一に該当する入札者は、失格とする。

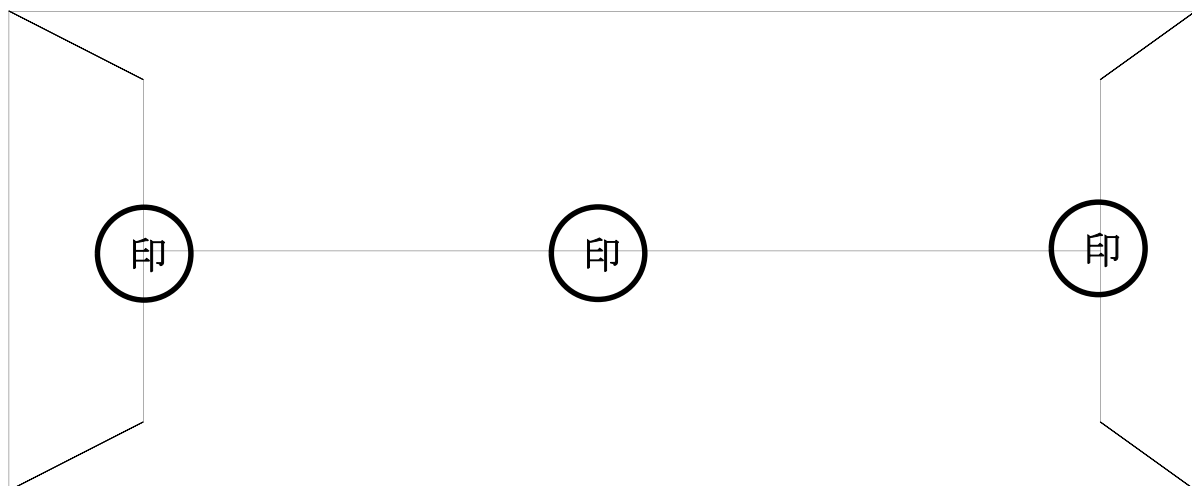
- ①定刻（入札開始宣言）までに入札会場に着席していない者。
- ②最低制限価格を設定する入札において、最低制限価格未満の金額を入札した者。
- ③予定価格に達しなかったことにより実施される第2回以降の入札において、前回の最低入札額を上回る金額を入札した者。
- ④誓約書、事後審査書類の提出がない者。
- ⑤適正な入札の執行を妨げた者。

10. 入札方法

- (1) 入札回数は3回を限度とする。よって、入札書は3回分準備すること。
- (2) 第2回入札以降にあつては、前回の最安入札額を超えた応札をしてはならない。
- (3) 入札書の宛名は木曽岬町長とし、1件ごとに作成し封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して入札者（代理人による入札の場合の代理人含む。以下同じ。）自ら投函する。
- (4) 入札者本人の住所、氏名（法人にあつては法人の所在地、名称及び代表者氏名）が記載され使用印鑑届で届出している印鑑の押印のある入札書により入札する場合には委任状を必要としない。

- (5) 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出すること。
なお、この場合の入札書は入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して代理人の氏名を記載して押印する。
- (6) 入札書を入れる封筒は次のとおりとする。但し同様の内容であれば詳細については問わない。

木曽岬町長 様	
令和8年度 小林地内水道管布設替工事（第一工区）	
令和8年9月18日	
入札書在中	
住所	○○○○○○○○○○○○○○
会社名	○○○○○
代表者	○○○○○○○○○



※裏面は入札参加資格申請の使用印鑑届で届出た印鑑にて封印すること

1 1. その他

- (1) 入札参加者が一人だけで他が全部不参加の場合は入札を中止する。又、風水害等の特別な事情があるときは入札会を中止する場合がある。
- (2) 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
- (3) 入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。なお、違反が確認された場合は不正・不誠実な行為と見なす。
- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - ② 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札を希望しない場合には参加しないことができる。その場合は入札日前日までに別に定める入札辞退届を担当部署に提出しなければならない。ただし、談合情報があった場合には、辞退届は受理しない場合がある。

- (5) 入札書は必ず所定の様式を用いること。
- (6) 入札をした者は、入札後、仕様書や図面、契約書の条項及び現場等についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 前各項に定める条件のほか、必要事項は木曽岬町契約事務規則及び三重県建設工事執行規則により取り扱うものとする。